

ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(石川県)

◆事業のポイント◆

○対象者が少ないと見込まれる郡部において、ひとり親家庭の学習支援事業と生活困窮世帯の学習支援事業を一体実施することで、一定の参加者数を確保し、事業の継続的な実施につなげる。(県内8町のうち、6町で一体実施)

	生活困窮・生活保護	ひとり親
事業名称	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業
対象者	下記の世帯の小学生、中学生、高校生 ・生活保護受給世帯 ・就学援助受給世帯 ・教育費負担軽減奨学金受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯	
実施方式(委託先)	【委託】(町社会福祉協議会)	
対象年齢	小学生、中学生、高校生	
支援員	教員免許保持者または事業目的に理解のある大学生等	
利用する際の申請先	委託事業者	
実施場所	委託先法人施設、社会福祉施設、公民館 等	
実施日・時間 ※複数教室ある場合は代表的なもの	小学生：夏休み期間中に3日間～8日間(2h/回) 中高生：7月～3月に15回程度(2h/回) ※具体の日程は町により異なる	
事業実績	H29延べ利用者数	220人
	H30予算額	4.2百万円
		435人
		9.1百万円

具体的な取組内容

- 参加者が学校の課題等を自習する中で、分からない点を講師がサポートする。
- 学習面だけでなく日常の事についての相談にも応じる、休憩時間にリクリエーションを行う等により、子どもの居場所づくりにもつなげる。

一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

◇県と町の事前協議の実施

- 教室の日程や周知の方法等の事業内容や、県と町の役割分担について、ひとり親施策の実施主体(町)と事前に協議の上、事業を実施している。

一体的に事業を実施することによる効果

◇効率的・効果的な支援の実施

- 一定の参加者数が確保できる。
- 個別に事業実施する場合に比べ、事業費負担の軽減が図られる。

連携イメージ

